

3.5 化学物質管理

3.5.1 基本的な考え方

富士フィルムグループは、化学品、高機能材料、機器など幅広い製品を製造しているため、「化学物質の取り扱い管理」及び「製品に含まれる化学物質の管理」の2つの側面から、製品の成り立ちに応じた管理規程を策定し、グループ全体で運用管理を行っています。世界各国・地域の法規制動向も的確に把握し、早期に対応準備を開始する体制も構築し、確実かつ効率的な化学物質管理を推進しています。

3.5.2 化学物質の取り扱い管理

富士フィルムグループでは、化学物質による人健康・環境への悪影響を最小化する国際目標に基づき、化学物質の危険有害性と使用時のばく露の両方を考慮した、リスクに基づく管理を行っています。化学物質の取り扱いでは、使用するすべての化学物質についてリスクアセスメントを実施し、リスクが許容される方法で化学物質を取り扱うことを定め、実施しています。

3.5.3 安全性評価

化学物質を適切に取り扱うには化学物質の安全性評価が重要です。富士フィルムでは、1975年より化学物質の安全性試験実施のための試験施設を有しています。開発・使用される各種の化学物質・材料・製品の開発初期から製品化に至る各段階で、地球環境やヒトの健康にかかわる安全性を評価しており、これまでの安全性試験結果が保存されている化学物質ライブラリーを活用し、安全性の高い社内開発素材の利用・展開を進めています。

3.5.4 動物代替試験の推進

富士フィルムグループでは、化学物質の安全性評価に際し、動物愛護[※]の観点から、感作性や刺激性試験などの代替法の共同研究への参画や開発に積極的に取り組んでいます。独自に開発した皮膚感作性試験「Amino acid Derivative Reactivity Assay」(ADRA)は、従来方法より高精度に皮膚感作性を評価可能であることが高く評価され、2019年6月、OECDガイドラインに収蔵されました。当社は、社内安全性評価にもADRAを一部導入し、動物試験数の削減に努めています。

[※] 動物愛護の3R(Replacement:代替法の利用、Reduction:動物利用数の削減、Refinement:苦痛の軽減)

3.5.5 製品含有化学物質管理

富士フィルムグループでは、製品に含まれる化学物質の基準を設けて、お取引先と協力して製品の原材料や部品、部材に含まれる化学物質を管理しています。製品の化学物質情報を企業間で授受する「chemSHERPA(ケムシェルパ)」については仕組みづくりから参画し、普及に向けて活動をリードしています。2017年度には日本での導入を完了し、本格運用開始後も半年ごとに継続してお取引先向け説明会を開催しているほか、取引先の相談には個別に対応しており、サプライチェーン全体の化学物質管理のレベルアップに貢献しています。

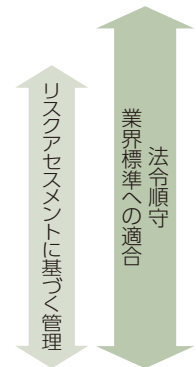
3.5.6 有害物質の管理に関する取り組み

現在の化学物質規制のみならず、将来、規制により使用が制限される可能性のある化学物質や、社会影響が懸念される化学物質に対して、規制に先行して自主的に使用を制限する管理分類を設けて「S区分」として定義しています。有害性が懸念されるS区分に該当した化学物質については使用部門で区分に応じて、より安全な化学物質への代替の探索と製品への使用を制限する計画を立案し、実行しています。

さらに、富士フィルムでは成形品中に含有される化学物質についても、法規制で含有制限されている物質を「L物質」、法規制や業界標準で含有情報を伝達する義務がある物質を「I物質」として定義しています。これにより化学物質を原材料として成形品となる製品も、部品・部材を組み立てる製品も、一貫した管理を実現しています。

化学物質管理のために新設した区分表

規制と管理方針に基づく分類	
S0	使用禁止
S1	代替
S2	使用量または排出量削減
S3	代替計画の立案
S4	代替物質の検討
区分無し	



3.5.7 パーフルオロカーボン(PFC)・揮発性有機化合物(VOC)排出の状況

温室効果ガスの一つであるパーフルオロカーボン(PFC)については、各国の規制に基づき削減を進めています。また、VOCは前年の排出量以下とすることを目標にしています。

PFC・VOC排出量

	単位	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
PFC大気排出量	kg/生産量t	0	0	1,257	62	112
VOC大気排出量	t	838	834	750	800	812

※ 上記データの対象範囲(収益や社員全体に占める割合など):全生産高の100%

※ 上記のPFCの排出量については第三者(SGSジャパン株式会社)による認証を受けていますが、算出に使用している生産量について認証の範囲外です。

PRTR法への対応(富士フィルム及び国内関係会社と富士ゼロックス及び国内関係会社)

PRTR法(化学物質管理促進法)で届出対象になっている物質と、自主的に管理対象とする物質について排出量削減に取り組んでいます。国内グループ会社での使用量が1トン/年以上の物質についての情報(使用量・大気排出量・公共用水域への排出量・下水への移動量・事業所外への移動量・リサイクル量)を下記のウェブサイトで開示しています。

🌐 URL: <https://www.fujifilm.co.jp/corporate/environment/preservation/site/atmosphere/prtr.html>

🌐 URL: <https://www.fujixerox.co.jp/company/csr/sr2018/environment/reduce.html>

揮発性有機化合物(VOC)の大気排出量の推移

単位:百t/年

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
日本	6.8	6.5	5.9	6.4	6.4
海外	1.6	1.8	1.6	1.6	1.7
グループ合計	8.4	8.3	7.5	8.0	8.1